

函館市重要文化財旧函館区公会堂の概要

担当部局	教育委員会 生涯学習部 文化財課 （電話：0138-21-3456）
所在地	函館市元町11番13号
目的	重要文化財旧函館区公会堂を保存し、およびその文化的活用を図る。
事業概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 重要文化財の公開（家具、映像資料等の展示） 2 展示資料の解説（必要に応じ） 3 大広間等の使用の許可および制限 4 施設の文化的活用を図るための事業実施
開館時間等	<ol style="list-style-type: none"> 1 開館時間のうち公開時間（入館者が展示を観覧できる時間） <ol style="list-style-type: none"> (1) 4月1日から10月31日まで <ol style="list-style-type: none"> ①火曜日から金曜日まで ： 午前9時から午後6時まで ②土曜日、日曜日、月曜日 ： 午前9時から午後7時まで (2) 11月1日から3月31日まで ： 午前9時から午後5時まで 2 開館時間のうち供用時間（大広間等を専用使用できる時間） <p style="margin-left: 2em;">火曜日から金曜日までの午後6時から午後10時まで （4月1日～10月31日までの期間に限る。）</p> 3 休館日：12月31日から1月3日まで <p>※教育委員会が必要と認めるときは、公開時間または供用時間を変更する場合があります。</p> <p>※教育委員会が必要と認めるときは、臨時休館し、または休館日に臨時開館する場合があります。</p>
施設概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 構造：木造2階建棧瓦葺（本館）、木造平屋建渡廊下附属棧瓦葺（附属棟） 2 建物延床面積：1,900.12㎡ <ol style="list-style-type: none"> 1階 大食堂、小食堂、球戯室、事務室、便所等 2階 御召替室、御寝室、大広間、中央甲板等
指定管理者が行う業務内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 入館者に関する業務 <ol style="list-style-type: none"> (1)入館者の誘導、施設および展示資料の解説（必要に応じ） (2)入館の制限その他施設の秩序維持 (3)入館者数、利用状況の把握、報告書の作成など 2 大広間等の使用の許可および制限に関する業務 <ol style="list-style-type: none"> (1)使用許可申請書の受理および許可 (2)特別設備等の許可、各種届出の受理など

	<p>(3) 利用者への案内, 予約受付など</p> <p>3 維持管理に関する業務</p> <p>(1) 建物内の巡回警備および夜間・休館日の機械警備</p> <p>(2) 建物内の清掃・ゴミの処理</p> <p>(3) 各種設備保守点検および修繕</p> <p>(4) 施設周辺敷地内の除草, 樹木等の剪定など</p> <p>4 入館料等の収納に関する業務</p> <p>(1) 入館料および使用料の徴収</p> <p>(2) 減免申請等の受理</p> <p>(3) 入館料等の払い込みなど</p> <p>5 利用促進・サービス向上に関する業務</p> <p>(1) ホームページの作成・更新</p> <p>(2) 利用者アンケート等の実施</p> <p>(3) パンフレット等を作成し, 情報発信</p> <p>6 市への報告業務等</p> <p>(1) 事業計画書, 事業報告書, 収支予算書, 収支決算書等, 各種書類の作成</p> <p>(2) 委員会との連絡調整</p> <p>7 設置目的を達成するために必要な事業</p> <p>(1) 入館者増に向けた事業提案と実施</p> <p>(2) 施設を活用した鑑賞事業, 人材育成学習事業の提案と実施</p> <p>8 自主事業</p> <p>(想定される事業例)</p> <p>(1) カフェコーナー, 売店等の運営</p> <p>(2) ハイカラ衣装館の運営など</p>
施設管理 運営経費	管理委託料による管理運営
条例	函館市重要文化財旧函館区公会堂条例
前指定管理者	名美興業株式会社 函館市梁川町1番5号